

○2人以上で入居するための住宅

区名	空家	
	募集戸数	募集住宅
東	54戸	高須磨・唐原・丸尾・八田第1・八田第2・蒲田・城浜・御島崎・西戸崎・大岳・香椎浜一街区・香椎浜二街区・香椎浜三街区・千早北・原田・原田南・和白丘・塩浜・馬出東・高美ヶ丘・青葉・筥松三丁目・筥松第1・下原
博多	25戸	西春町・板付・月隈・板付南・月隈東・吉塚・新和町・那珂第1・那珂東・東比恵・東浜・千代一丁目・空港前・新和町一丁目・吉塚西・千代パピヨン
中央	5戸	地行・福浜
南	34戸	野多目・警弥郷・上警固・弥永・屋形原南・屋形原
城南	4戸	長尾・片江・南片江
早良	10戸	野芥・藤崎・有田旭町・次郎丸・四箇・有田・田村・小田部・原
西	27戸	石丸・拾六町・下山門・名柄・吉岐・福重・城の原・姪浜北・今宿・今宿青木

○単身で入居するための住宅

区分	空家	
	募集戸数	募集住宅
高齢単身世帯(60歳以上)	9戸	松崎・城浜・月隈・向新町・拾六町・屋形原
単身世帯	9戸	原田・香椎浜一街区・西春町・板付・福浜・弥永・下山門・福重

※波線を引いた住宅は新築住宅
 ※募集する住戸に応じて、募集区分を設けています。詳しくは募集案内書でご確認ください。

市営住宅

入居者を募集します

8月8日(水)から申込書配布

市営住宅の入居者を募集します。
 募集住宅の概略は左の表

申込み資格
 ▼申込み者本人が市内に

家賃額
 世帯全員の収入に応じた

問合せ先
 市住宅供給公社募集課
 ☎071-090102
 ☎91-7540

のとおりです。申込み資格など、詳しいことは「募集案内書」に掲載しています。「募集案内書」と申込み書は、8月8日(水)から区役所市民相談室、今宿・入部出張所、市住宅供給公社募集課、情報プラザ(市役所1階)で配布します。
 申込書は8月17日(金)まで(当日消印有効)に市住宅供給公社募集課(〒812-0025、博多区店屋町4-1)へ郵送してください。
 抽選は9月6日(木)午前10時から中央市民センターで行います。

住んでいるか、勤務していること
 ▼現在、住宅に困っていること
 ▼収入基準に合うこと
 ※同居しようとする家族(婚約者を含む)の収入を含め、諸控除後の月収額が20万円以下であること(申込み世帯の状況などにより、一部例外があります)
 ▼過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと
 ▼申込み者は成年者(20歳未満の既婚者を含む)であり、同居する親族がいること(同居条件は単身で申し込む場合は除く)

優遇措置
 多回数申込者・母子・老人・心身障がい者・子育て世帯は、抽選の際に優遇措置がありますが、それぞれ一定の条件を満たしている必要があります。
 不明な点は、左記までお問い合わせください。
 なお、募集住宅・戸数などは変更になる場合があるので、ご注意ください。

知っトク! 法律相談

最近の離婚事情

近年、離婚事件が増加しているようです。

離婚は話し合いで結論が出れば協議離婚ができますが、話し合いがつかない場合には調停、裁判が必要となります。私たちが弁護士が相談を受けるのは通常、話し合いがつかない場合、つまり調停離婚、裁判離婚がほとんどです。

話し合いがまとまらない例として、①子どもをめぐっての話し合いがつかないケース、②財産分与で争いになるケースが多く見られます。

子どもをめぐっての紛争は、多くの場合、親権をどちらが取るかが問題になります。一般的に裁判所は①現状優先、②特に問題がなければ母親優先という基準で判断しているようですが、個々の事案によってはその限りではありません。調停の話し合いも進まない場合、それまでの養育状況、現在の子どもの様子などを調査して、裁判所が一定の見解を出すこととなります。



年金の分割制度開始

財産分与については、

預貯金や不動産などに加えて、年金も分与の対象となります。メディアでも多く取り上げられていたように、平成19年4月から年金の分割制度が始まりました。

婚姻期間に応じて、最高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

離婚期間に際して、高50%まで相手の年金の分割を受けられます。経済的な不安のため離婚に踏み切れなかった女性が、

広告



きつと、もつと、これから。

あなたの豊富な人生経験や社会経験を地域のために活かしてみませんか? 福岡市シルバー人材センターでは登録会員を募集しています。

シルバー人材センターとは

高齢者の方が持つ知恵や経験を活かし、「働く」事を通じて「生きがい」を育み、「地域社会の活性」につなげることを目的とした団体です。

入会資格

- 健康で働く意欲のある、福岡市内にお住まいの60歳以上の方
- シルバー人材センターの理念・目的・趣旨にご賛同いただける方

ご紹介する仕事の例

植木剪定・公園や一般家庭の除草・ビルやマンションなどの屋内外清掃・チラシ配り・一般事務・あて名書き・賞状書き・受付業務・各種講座の指導員・駐輪場や駐車場などの施設管理・産前産後のお手伝い・家庭内の掃除洗濯・食事の支度や買い物など その他様々なお仕事をご紹介します。

入会方法とお問い合わせ先

お住まいの区にあるセンターの支部で開催する入会説明会にご参加下さい。説明会の日程はお電話にてお問い合わせ下さい。

社団法人 福岡市シルバー人材センター 〒812-0044 福岡市博多区千代1-21-16
 ☎092-643-8200 メール: honbu@fukuoka-sjc.org
 ホームページ: http://www.fukuoka-sjc.org